

事故を予見した先駆的裁判

『福島原発設置反対運動裁判資料』全三巻
(クロスカルチャー出版)をめぐって

安田純治 対談 澤正宏

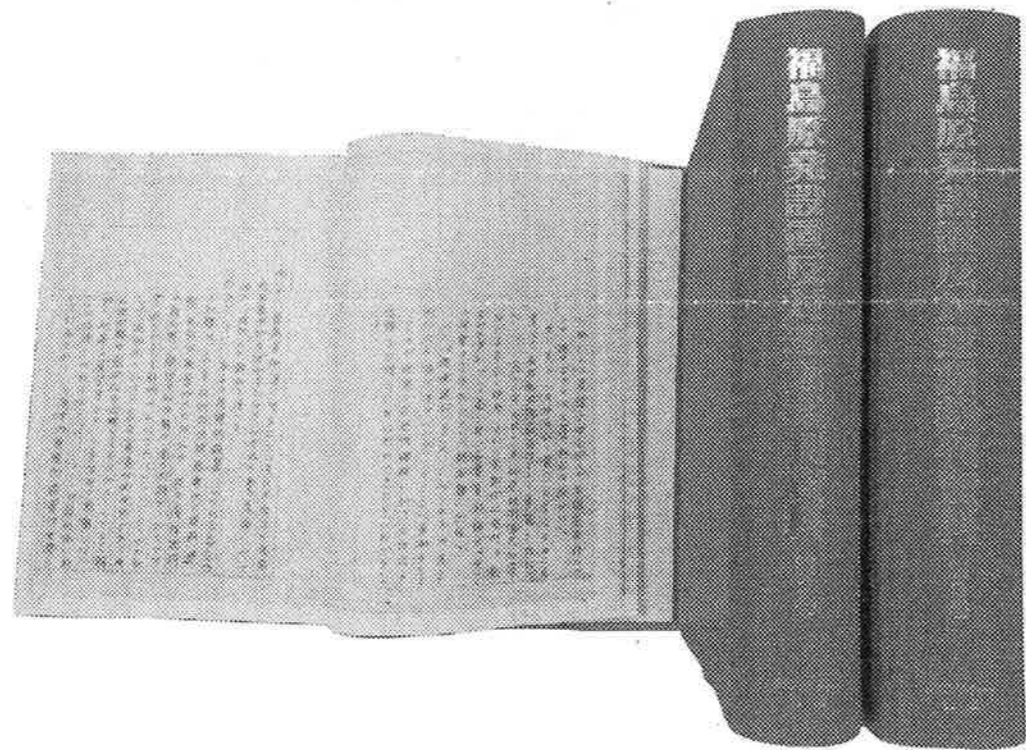
ANODA Junji 弁護士 SAIWA Masahiro 福島大学名誉教授



▲澤正宏氏



▲安田純治氏



▼『福島原発設置反対運動裁判資料』全三巻、編集・解説：安田純治／解題：澤正宏、1月刊、B5判総二四〇〇頁・本体一五〇〇〇円・クロスカルチャー出版

『福島原発設置反対運動裁判資料』には英語版の概要が用意されている。現在、フランス語版の概要も準備中である。11月下旬には本書に続いて、『伊方原発設置反対運動裁判資料』全三巻がクロスカルチャー出版より刊行される。

* * *

て、第一回公判の期日を決めたんですね。ここから裁判が始まるわけですが、最初に問題になったのは当事者適格で、訴えの利益ということ、これが原発の問題でも立ちまわってきた。この当事者適格で半年以上かかりました。国や東電は、原子力政策を批判するだけのような訴訟には訴えの利益がないと抗弁する。ですからこの資料では、原告らの具体的権利が害されるかどうか、訴えの利益があるのかどうか、当事者適格をめぐる論争部分が多いのが特徴です。それから訴状には、地方自治体の財政についても書いてあります。原発マネーで麻痺した自治体のありさまは、いま問題になっているのですが、当時は麻痺してしまっていた。そんな自治体のありさまを細かく調べて、どうしようもない原発マネーが流れたかを書いた、地方自治論の準備書面もあります。

そして最後に、使用済み核燃料の後始末をどうするかという問題まで書いてあります。訴状の段階で、すでに地震津波で事故が起きると書いています。澤 それでも裁判は、一番から上告審まで敗訴しました。一番の仙台高裁で、裁判長が判決理由に何か付け加えたそうですね。安田 福島地裁では、政府の安全基準に不合理なところはないとした。仙台高裁はもっと悪くて、判決理由の最後に、世界で初めて原爆の被害を受けた日本国民が、原子力に対して恐れを抱くことはわからないではないが、もっと冷静に頭を冷やして考えるべきである、と書いてたんです。つまり、日本は原子力エネルギーで発展しているんだから、いたずらに原子力を恐れるのではなく、頭を冷やして考えてみると、裁判所が言ったんですよ。これはもう驚くべきことです。我々弁護士から見ると、国策に関わることで、裁判所

は全然あてになりません。その理由はたくさんありますが、裁判官も公務員だから、お上意識だから、ということもないではないけれども、それだけではない。司法機関の任務は、現在秩序の維持だと徹底的に教え込まれ、信念に基づいてやっている人が多いんです。澤 結局裁判では、政府の安全審査に問題はないという判決が確定したわけですが、すでに訴状には、使用済み核燃料の再処理の問題まで指摘されていました。ですが国側は、それは審査の対象外というわけですね。いま福島第一では、4号機の使用済み核燃料プールの危機が大変深刻で、地震などがあると大きな事故になる可能性があります。つまり訴状は、この事態を見越していたことになりました。『福島原発設置反対運動裁判資料』を読むとわかりますが、東電は地震について、マグニチュード7.7までを最大値として考えていた。ところが、起きた地震はマグニチュード9ですから、全然問題にならないですね。津波についても、敷地の整地高は工事基準面プラス二メートルにすると書いてあるんですけども、実際にはそうしていません。だから、みずから言っていることをしていない。あるいは、深刻に受け止めないで、低い数値で対策を講じたことになっている。それが事故につながったわけですね。安田 そうですね。ですが東電は、いまもって人災だと認めていません。謝るけれども人災とは認めていない。なぜかといいますと、原子力損害の賠償に関する法律のなかで、無過失責任というふうに決めているので、東電は自分たちも被害者だと考えているんです。つまり、過失はなかったんだけれども、天災によって、無過失だけれども責任を負わされる。だから、自分たちも被害者だという意識が心の底にある。ご迷惑をかけましたと謝るけれども、悪うございましたとは言わない。それが損害賠償にすべて響いてきて、金を払うのを絞ろうとしているわけです。我々弁護士は、交通事故と同じように不法行為、過失責任として払えという主張です。ところが彼らは無過失責任だとして、あなた方も被害者だけれども私も被害者だという態度です。悪いのは天災だという姿勢がどこかにあるので、ずっと厚顔無恥な態度を続けていられるのだと思います。福島原発裁判は負けましたけれども、今になってパンチが効いてきた。あとき裁判でこう言ったじゃないかと追及できる根拠になるので、私も澤先生がいわれるように、これは古文書じゃないと思うようになりました。澤 福島の人たちは毎日、緊迫感を持って生きています。今日(6月16日)の午前中、大飯原発の再稼働にオーケーが出ましたが、もう次々と再稼働する危険性がある。今朝、福島では、放射線のデータをとっている研究者に対して、福島県がデータをとるのを控えるよう指示を出したことがわかっています。浜通りへ行きますと、日常生活を営むことができない人がたくさんいますし、こ最近では自殺者が続いで出ています。故郷を失って、仕事ができず、苦しんでいる人がたくさんいます。三日ほど前に浪江町小高に一時帰宅で入った人は、家が腐っていると書いていました。ほんとうは帰りたいけれども、やはりだめだ。立ち入り禁止で不在のあいだに、財産も泥棒が持っていくし、もうほんとうに毎日が深刻な状況を生きています。ですが、福島の外では何もなかったかのような状況が続いています。これではだんだん落着いてくる気がして、やはり福島からの発信をしなければいけない。『福島原発設置反対運動裁判資料』の出版も、その一環だと私は考えています。

『福島原発設置反対運動裁判資料』全三巻がクロスカルチャー出版から刊行された。一九七五年、福島県浜通りの住民が提訴した、原子炉設置許可処分取消請求訴訟および公有水面埋立免許取消訴訟の裁判資料（訴状・準備書面・判決文）を収録したものである。すでに四〇年近く前、福島原発事故の危険性や問題点を指摘していた、第一級の今日的資料だ。本書の刊行を機に、去る6月16日、東京・両国で「原発を考える——フクシマからの発言」と題して、当時原告の弁護士団長をつとめ、今回本書の編集・解説を担当した安田純治弁護士と、解題を執筆した澤正宏福島大学名誉教授の対談が行われた。以下にその対談の一部を掲載します。（編集部）

福島原発建設に反対した 地元住民の訴訟の記録

澤 『福島原発設置反対運動裁判資料』が刊行されたきっかけは、私たちが開いている読書会に、安田先生がその原簿を五、六冊持ってきていらして、何気なくホンと出されたことでした。私は腰を抜かすほどびっくりしました。なぜなら、ここで危惧して言われていたことが、福島原発事故ですべて現実になったからです。裁判は敗訴したわけですが、そこで原告が、事故が起きると警鐘を鳴らしたことが、いままへて現実になっていきます。

安田 もう過去の事件なので、この裁判資料を澤先生にお見せしたとき、これは古文書ですよと言ったんです。もう結論が出てしまっているわけですから。ですが澤先生は、これは古文書じゃないとおっしゃった。

澤 ええ、どうしてもこれは出版しなければならぬと思います。これから原発問題を考える上で、この資料が原告は浜通りの大工や農家の人、漁民たちですが、それなりに一生懸命に勉強して裁判をしました。学習会もだいぶありました。中心になったのは高校の先生が多かった。彼らがいち早く原発の危険性に気づいて、情報を手に入れた、地元で小さな学習活動をした。そこへ我々弁護士が乗り込んでいって、学習をするという過程で進みました。住民はみんな、まめに集会所に集まって、物理学者や高校の先生に話を聞いて勉強をしたんです。だから、ただ踊らされて原告になったわけではない。そんな生易しいものではないかったです。

『福島原発設置反対運動裁判資料』に収めた陳述書にも載っていますけれども、地元の住民は世間でいうア力攻撃をされました。住民は夜な夜な集落の集会所に集まってしゃべるんですが、その時には、原発はこんでもない、やめよう、じゃあ裁判をやるかと、えらく意気が上がる。けれども翌日になって、裁判をやるから委任状を出すという段になると、みんな下りてしまってます。なぜだろうと思っただけでも、やがて理由がわかりました。地元の町で、私は理髪店の二階に何日も泊まっていた、夜な夜な出て行っては集会所でしゃべっていたんですが、地元の人間ではないから気がつかなかったけれども、私に尾行がついてきたらしい。

小さな集落では、誰が集会に行ったかがすぐわかっちゃうんですね。家に帰ると親戚や漁業組合の幹部等の偉い人たちが来て、お前、昨日、赤い弁護士の講演会に行ったら、と言われる。原発に反対すると、補償金がもらえないので本家に借金の返し方がなくなるなど口説かれ、脅かされるわけですね。そう言われると抵抗しにくくなって、トリちゃんなんです。身内を責め道具に使われると弱いですからね。それを向へんも繰り返して、最終的に四〇

生きるということを強く思いました。なぜなら、いま私たちが福島原発事故で指摘していることが、こゝで言われているからです。

資料の内容についてはですが、福島第一原発建設の公有水面埋立免許取消訴訟が一九七四年一月から始まりますが、その頃、伊方原発では運転停止を求める日本で最初の裁判がありました。それから、七四年九月には、原子力船「むつ」が放射線漏れ事故を起こしました。前年には、福島第一原発で放射線漏れ・廃液漏れ事故がありました。そういうなかで裁判を起こされたわけですが、当時の状況をお聞かせください。

安田 公有水面の埋め立て免許取消の裁判を起こした後、原発の設置認可取消訴訟が中心になったわけですが、これも、当時、日本各地で原発が建設されるようになって、これはやばいという記事が雑誌などに出た。そのうち伊方原発の裁判が起きますが、弁護士仲間では主に公害問題を扱っている弁護士が敏感に反応した。原発禁止の裁判をやって何とかしようという動きが、非組織的なかたちで始まりました。

公有水面の埋立をめぐると裁判は、大坂城の外壕の戦いといえます。埋立免許は県知事の認可ですが、当時の福島県知事は、後に日本で初めて現職で逮捕された木村守江でした。この木村知事時代に、公有水面の埋立を認可した。火力発電所と福島第一原発の設置のために、海岸埋立を先行したわけですが、それに対して浜通りの地域住民、二六名が、福島県知事を被告として、公有水面埋立免許取消請求訴訟を起した。

裁判の訴状は資料集にも収められていますが、昔の青刷りのもので、中身は手書きです。その中でも原発の危険性は一般論として述べていて、危ないものを作るのに埋立を認めるのは、一生に二ぺんもないわけですから、まあ、いろんな工夫をして委任状を集めました。四名が原告として残ったというのが実態です。はじめからいろんな妨害がありました。弁護士は委任状のコピーをとって、裁判をやるから委任状に判子をつくよう、住民を説得して、集めて歩きました。でも、下りる人は下りてしまってますね。裁判なんか起こしたら、田舎じゃ大変な力ネがかかると思っっているし、弁護士に頼むなんてことは、一生に二ぺんもないわけですから、まあ、いろんな工夫をして委任状を集めました。

貴重な資料として これから生きていく内容

澤 『福島原発設置反対運動裁判資料』を読んで、ウラ／＼とウラ／＼と格納容器、燃料棒の問題など、訴状がとても科学的に書いてあることに驚いたんです。やはり、安斎育郎さんら原子物理学者の知見の裏づけがあったからだと思うんです。ですから、この資料はまったく過去のものではない。貴重な資料として、これから生きていくのではないかと思います。

原告団長だった小野田三蔵さんも高校の先生でした。原発事故後は仙台に避難されていますが、現在もお元気です。

安田 原告になった住民の中には、亡くなった人もいますけれども、原発事故が起きてほとんどの人が避難せざるをえなくなった。いま、どんな気持ちでいるのか、私は聞いて歩きたいと思っっていますよ。

澤 先ほどのお話にもありましたが、当時、地元の四〇四名の原告が国を相手取るというのは大変なことだったと思います。しかも最初から、まず原告適格について、裁判を起す資格があるのか、とどうしてから、とくどくどや

可するのは違法である、憲法違反であると書いてあります。

私が弁護士団長で、全部で七名の弁護士でしたが、一人を除いて全員が私の法律事務所所属の弁護士でした。ただこの時は、原発自体の細かいことについては、あまり訴状には書いていなくて、温排水によって海が汚染されるというように、一般的な危険性について書いてあります。裁判は敗訴しますが、そのうち原発の設置認可が下りたので、こんどは原発の原子炉設置認可取消請求の裁判に移行しました。

福島市の公有水面埋立免許取消訴訟の特徴は、原告が皆、いわき市から相馬市までの地元の人だったことです。実はこのとき、原告を集めるのに苦労しました。まだ住民にもあまり切迫感がなかったんですね。それが、続く原子炉設置認可取消請求の裁判は、原告の人数が四〇四名で、倍に増えました。

この設置認可取消請求訴訟の時は、まず我々弁護士が、原子炉の仕組みや放射線防護医学などの勉強をしたんです。でも、弁護士は自然科学が弱い人が多いですね。セシウムだとかストロンチウムとかいっても、なかなか頭に入らない。でも、裁判では必ず証人尋問をやらなければいけない。そこには政府側の御用学者が出てきますから、弁護士は御用学者と物理学論争をやらざるを得ないんです。そこで先生方に教わって、一夜漬けの知識を手に入れた。ですから、『福島原発設置反対運動裁判資料』に収めた訴状は、物理学者と弁護士の合作です。

福島原発事故が起きた後、新聞記者が私を訪ねてきて、この訴状を見て非常に感心していました。そこには地震、津波、全電源喪失、水素爆発と順に事故が起きると、ぜんぶ書いてあるからです。昨年の事故は、そのとおりに起きた。新聞記者は、予言者ですねと言いましたけど、私は先覚者と言ってくれと(笑)。

読んでですね。『福島原発設置反対運動裁判資料』を読んでも、大変さがよくわかります。

それと、この資料を読んで一番感動したのは、メルトダウンだけに焦点を当てているのではなくて、非常に総合的に生活、生きること、被曝、物理学の問題などを捉え、その見地から原発の違法性や危険性について書かれていることです。

しかし被告の国側は、原子炉施設の基本的設計方針だけに限定して安全審査をする。原子炉等規正法の趣旨に合わないような審査の仕方をしていくことに、私は腹立たしく思いました。

それからの資料では、たくさん具体的な事故例を挙げて、死者や労働者の被曝についても詳しく触れています。そしてコバルト60が出たとか、故障やひび割れ、誤作動があったといったことが挙げてあった。にもかかわらず、国は安全だといって通してきたわけですね。

安田 最初の訴状の構成で、まず原告適格という問題があって、原子力発電所の日常の運転における危険性について、比較的スペースをとって論じました。

当時、政府・東電側は、重大事故と仮想事故という二つの概念を使っていました。重大事故というのは、文字通りの重大な結果が技術的に起きうる事故です。仮想事故の定義は、政府の答弁書を見ますと、観念的には起きるけれども技術的には起きえないというカテゴリーを作って、仮想事故は絶対大丈夫なのだという。だから、現状を見て何が仮想だと、今読むと吹き出してしまう。ですが、実は私たちの訴状も、政府が安全審査の時に使っている仮想事故という用語を、そのまま使っただけなんです。

訴えを起したのが一九七〇年一月、答弁書が出てきたのは四月です。だから、政府と東電が三ヶ月ぐらい研究し